

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

27 文科初第 289 号
元文科初第 1114 号一部改正
2 文科初第 259 号一部改正
2 文科初第 1818 号一部改正
5 文科初第 2030 号一部改正

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の実施に係る留意事項については、令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1818 号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」の別添 1 のとおりお示ししたところです。

このたび、令和 6 年 2 月 13 日付け 5 文科初第 2030 号「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」により、同留意事項の一部を改正することに伴い、改正後の高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の全文について、以下のとおりお示ししますので、遠隔教育の実施に当たって御留意いただきますようお願いいたします。

なお、以下の記載において、施行規則とは学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）を、メディアを利用して行う授業とは学校教育法施行規則第 88 条の 3 の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を、それぞれ示すものとします。

第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係

- 1 メディアを利用して行う授業は、主に以下の場合に実施されることを想定しているものであり、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいない場合であっても同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとするものであること。
 - (1) 各高等学校等において、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行い、生徒の学習機会の充実を図る場合（教科・科目充実型）
 - (2) 各高等学校等において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間高等学校等を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を図る場合（学習機会保障型）
- 2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。
 - (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、高等学校設置基準第 7 条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とするこ

と。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこと。

特別支援学校の高等部にあっては、特別支援学校設置基準第 5 条第 3 項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として 8 人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち 2 以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3 人。以下同じ。）以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 8 人以下であっても、それらを合わせて 8 人を超えることは原則として認められないこと。

- (2) 法第 60 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。
- (3) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 3 条の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。ただし、教科等の領域の一部については、免許法第 3 条の 2 に規定する特別非常勤講師の制度を活用して任用した教員に担任させることも許容されること。
- (4) 法第 34 条の規定を準用する同法第 62 条等の規定に基づき、教科用図書、教材等は文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。特別支援学校の高等部にあっては、施行規則第 131 条第 2 項の規定にも留意すること。
- (5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

- 3 高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、配信側の教員と受信側の教室等の生徒とのコミュニケーションの支援、生徒一人ひとりの特性や授業への参加状況に応じた声かけ等の援助も含めた机間指導、安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員（免許法第 3 条の 2 に規定する特別非常勤講師の制度を活用して任用した教員も含む。）を配置するべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあっては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状所有者であるか否かは問わないこと。

ただし、高等学校等の生徒の発達段階や、多様な学習ニーズに応じた多数の専門科目を開設することに一定の限界があることなどを踏まえ、以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないと考えられること。

- (1) 生徒に対し、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となり、かつ、受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合に、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高等学校等の職員を配置すること。その際、受信側の教室等が置かれる高等学校等の責任において安全管理を行う必要があるこ

とから、当該職員については当該高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要であること。

ただし、このことは、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）第 8 条、第 9 条及び第 22 条又は第 16 条、第 17 条及び第 22 条の定めるところにより算定した数を目安として、これを満たしていることが前提であること。また、前述のとおり、受信側の教室等には、教員を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが原則であり、教員数の合理化を目的に、安易に教員に代えて職員を配置することは、本特例措置の趣旨に合致しないこと。

- (2) 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等をいう。以下この文において同じ）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合であること。その場合には、当該不登校生徒に対して行われるメディアを利用して行う授業は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的としていることから、指導を行うに当たっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図る等の指導上の工夫をすることが望ましいこと。なお、不登校生徒がその他特別な場所から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切であること。
- (3) 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

- 4 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、平成 27 年文部科学省告示第 92 号（学校教育法施行規則第八十八条の三の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件）にいう、各教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする。

ただし、

(1) メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う場合であって、かつ、同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にあり、また、配信側の教員が当該遠隔授業を受ける生徒の過年度における授業を担当していること等から配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用して行う授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合

(2) メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

には、各教科・科目等の単位数にかかわらず、対面授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも、例外的に認められること。なお、この場合であっても、各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に対面授業の時間数を定めることが重要であり、また、学びの質の確保の観点から、対面授業の時間数を安易に1単位時間に減ずることがないように留意する必要があること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、特別の教科 道徳及び特別活動、自立活動並びに総合的な探究の時間について、対面により行う授業の単位時間数は、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

5 平成27年文部科学省告示第92号に規定するとおり、メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、各高等学校等においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

(1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

(2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。

(3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

(4) メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

6 病気療養中等の生徒に対して行う授業については、平成27年文部科学省告示第92号第2項に基づき、当該高等学校等が認めた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しないこと。この規定を適用する場合の留意事項については、令和5年3月30日付け4文科初第2563号「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」を参照されたいこと。

7 施行規則第88条の3の規定の、授業を行う教室等には、当該高等学校等の教室のほか、当該高等学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。

- 8 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、全課程の修了の要件として修得すべき 74 単位に含めることのできる、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、施行規則第 96 条に規定されるところによること。また、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第 133 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。

- 9 その他各高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の導入に当たっては、「高等学校における遠隔教育の在り方について」（平成 26 年 12 月 8 日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）、「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和 3 年 3 月 29 日、内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）及び「高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ中間まとめ」（令和 5 年 8 月 31 日、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 高等学校教育の在り方に関するワーキンググループ）も参照されたいこと。

第 2 その他関連制度関係

- 1 施行規則第 93 条に規定する海外留学による単位認定には、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を、当該外国における正規の教育方法として実施される場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- 2 施行規則第 97 条に規定する学校間連携等による単位認定には、同条に規定する他の高等学校においてメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の他の高等学校において、メディアを利用して行う授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- 3 施行規則第 98 条第 1 号に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若

しくは専門課程等における学修の単位認定には、大学において大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 25 条第 2 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、高等専門学校において高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、専修学校において専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 13 条第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）において、正規の教育方法としてメディアを利用して行う授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった高等学校段階での制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の
一部改正（5 文科初第 2030 号）に関する Q & A

（第 1， 1（2）関係）

Q1 「相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒」の「相当の期間」とはどの程度の期間が想定されているか。

A1 「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義が一つの参考となり得ると思いますが、高等学校等又はその管理機関においてご判断ください。例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる生徒も対象となり得るものとなります。

（第 1， 3（1）関係）

Q2 「受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合」とはどのような場合か。

A2 具体的には、以下の①②をともに満たすことが必要と考えられます。

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。文部科学省が令和 3 年度から 5 年度にかけて実施した調査研究事業（「CORE ハイスクール・ネットワーク構想」事業）での実証においては、配信側の教員が生徒の学習状況を同時に見取ることができるのは、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大 5 名程度、1 人 1 台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大 15～20 名程度とされており、活用するメディアの態様に応じて、受信側の教室等の生徒数（受信側の教室等が複数ある場合には、それらの生徒数の合計）はこの数以下となるよう留意すべきこと。
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

ただし、遠隔授業を行う教科・科目の性質や受信側の教室等の生徒の特性に照らし、受信側の教室等に配置される者に対して高度な安全管理や生徒指導が期待される場合、配信側の教員が受信側の教室等に配置される者に対して生徒の学習評価の一定の補助を期待する場合には、受信側の教室等に教員を配置することが必要と考えられます。

また、受信側の教室等に特別な支援を必要とする生徒がいる場合には、当該支援を行うことができる体制を整えることが必要です。

なお、上記を踏まえつつ、受信側の教室等に職員を配置する場合、例えば、メディアを利用して行う授業を受信する各教室等に職員を配置しつつ、1 名の教員が各教室を随

時巡視する等、生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援が実施できる体制に係る工夫を検討することも期待されます。

Q3 自宅等で授業を受けた場合の指導要録上の出欠や単位認定についてはどのように考えれば良いか。

A3 施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を教育支援センターや自宅、病室等で受けた場合でも、校長は、指導要録上、出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能です。その際、画面を通じて、あるいは端末の画面共有機能や共同編集機能、チャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いとすることを認めることが考えられます。

この場合、指導要録においては、その備考欄等において、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を受けた場所を記入してください。

単位認定については、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を教育支援センターや自宅、病室等で受けた場合には、出席扱いとし、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、対面授業と同様に、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定してください。

Q4 高等学校及び中等教育学校の後期課程の卒業要件において、相当の期間高等学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（不登校生徒）が施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を履修し、修得した単位の算定はどのようなになるか。その際、総授業時間の過半数は対面で授業を受けた教科・科目がある場合にはどのような取扱いとなるか。

A4 学校教育法施行規則第 96 条の規定のとおりです。高等学校及び中等教育学校の後期課程において、校長は、生徒の全課程の修了を認めるに当たっては、74 単位以上を修得した者について行わなければならないこととされています（同条第 1 項）が、この 74 単位のうち、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業により修得する単位数は、

① 不登校生徒が、その学修の継続のため、メディアを利用して行う授業を自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校内の別室等）で履修し、修得する単位（同条第 2 項第 2 号）

② メディアを利用して行う授業を履修し、修得する単位のうち、①以外のもの（在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位）（同条第 2 項第 1 号）それぞれが 36 単位以下となる必要があります（同条第 2 項）。

また、上記とは別に、この 74 単位のうち、

・不登校生徒が、その学修の継続のため、メディアを利用して行う授業を自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校内の別室等）で履修し、修得する単位（上記①）

- ・ 施行規則第 88 条の 4 の規定に基づく通信教育により修得する単位
 - ・ 全日制の課程の生徒が、施行規則第 97 条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位
- は、合計で 36 単位以下となる必要があります（同条第 3 項）。

上記の②については、生徒は高等学校等に登校し、その教室においてメディアを利用して行う授業を受けるものであることに留意ください。

なお、「留意事項」第 1 の 8 にあるとおり、「主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるもの」については、上記の単位数の算定に含める必要はないこととしており、これに該当すると判断される場合には、上記の 36 単位の算定に含める必要はありません。

また、生徒が 74 単位を超えて修得する単位については、その内に、メディアを利用して行う授業により修得する単位を含めることについての制約はありません。

【参考】「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の一部改正（2 文科初第 1818 号）に関する Q & A」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1818 号通知別添 2） 抜粋

- 「授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施したもの」であるか否かについては、例えばメディアを利用して行う授業を実施する各教科・科目等の総授業時間数のうち半分以上の時間数を対面により授業を実施するものであるかどうかといった観点を一つの参考としつつ、その実態を踏まえながら、各高等学校等において適切に判断するものとなります。

（第 1， 4（1）関係）

Q5 「メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。

A5 配信側の教員の通常勤務している地と受信側の高等学校等との距離、道路状況や公共交通機関の状況など個々の状況にもよりますが、往復の時間及び対面授業の実施・準備に係る時間が 1 日の通常の勤務時間を超え、日帰りの出張では対応できない場合など、日数を要する場合を想定しています。